

議 第 4 号 議 案

労働時間に関する国際基準を受け入れ長時間労働是正の法定化を求める
意見書の提出について

労働時間に関する国際基準を受け入れ、長時間労働是正の法定化を求める意見書を
別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年3月7日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 加 藤 久美子

同 根 岸 操

提 案 理 由

長時間労働の抜本的是正を図るため、労働時間に関する国際基準を受け入れ、長時間労働是正の法定化を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

労働時間に関する国際基準を受け入れ長時間労働是正の法定化を求める 意見書

悲惨な過労死事件を引き起こす長時間労働の厳格な規制は日本社会の緊急の課題である。ところが、安倍晋三首相が議長をつとめる「働き方改革実現会議」は、残業時間の上限を年間720時間などとする原案を示した。残業の限度時間を週15時間、月45時間、年間360時間と定めた「厚生労働大臣告示」の2倍もの残業を許容する重大な内容である。

労働時間に関する有効なILO条約は、工業分野における労働時間を1日8時間・週48時間に制限する条約（第1号）をはじめ、最低3労働週の年休を保障する年次有給休暇条約（第132号）、パート労働者に均等待遇を保障するパートタイム労働条約（第175号）など18本存在するが、日本はひとつも批准しておらず、批准ゼロは、先進国では日本と米国だけである。

今日本で求められているのは、労働時間という最も基本的な労働条件で国際基準を受け入れ、国際基準に追い付き、さらに前へと行くことである。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、下記事項を要請する。

記

- 一、残業上限規制に例外を設けず、週15時間、月45時間、年360時間とする大臣告示を法定化すること。
 - 一、勤務から次の勤務までのあいだに連続11時間の休息時間を設けること
 - 一、長時間労働の温床となっている裁量労働制等を規制強化すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様